第二章　警察庁の組織

第一節　内部部局

第一款　長官官房

（監察官）

第八条　長官官房人事課に、監察官二人を置く。

2　［略］

第二款　生活安全局

（少年保護対策室）

第十七条　［略］

2　少年保護対策室においては、令第十七条第四号から第七号までに掲げる事務（性的搾取対策官の所掌に属するものを除く。）及び同条第九号に掲げる事務をつかさどる。

［3・4　略］

（性的搾取対策官）

第十八条　［略］

2　性的搾取対策官は、命を受け、令第十七条第四号から第七号までに掲げる事務のうち児童ポルノに係る行為その他児童に対する性的搾取及びこれらの行為を助長する行為に関する事務並びに同条第八号に掲げる事務をつかさどる。

（情報技術犯罪捜査指導室）

第十九条　［略］

2　情報技術犯罪捜査指導室においては、令第十九条第一号及び第二号に掲げる事務（官民連携推進官の所掌に属するものを除く。）並びに同条第五号に掲げる事務をつかさどる。

［3・4　略］

第三款　刑事局

（犯罪収益移転防止対策室）

第三十条　［略］

2　犯罪収益移転防止対策室においては、令第二十七条第七号に掲げる事務（犯罪収益情報官及び国際連携対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［3・4　略］

（犯罪組織情報官）

第三十一条　［略］

第二章　警察庁の組織

第一節　内部部局

第一款　長官官房

（監察官）

第八条　長官官房人事課に、監察官三人を置く。

2　［同上］

第二款　生活安全局

（少年保護対策室）

第十七条　［同上］

2　少年保護対策室においては、令第十七条第四号から第七号までに掲げる事務（性的搾取対策官の所掌に属するものを除く。）及び同条第八号に掲げる事務をつかさどる。

［3・4　同上］

（性的搾取対策官）

第十八条　［同上］

2　性的搾取対策官は、命を受け、令第十七条第四号から第七号までに掲げる事務のうち児童ポルノに係る行為その他児童に対する性的搾取及びこれらの行為を助長する行為に関する事務をつかさどる。

（情報技術犯罪捜査指導室）

第十九条　［同上］

2　情報技術犯罪捜査指導室においては、令第十九条第一号及び第二号に掲げる事務（官民連携推進官の所掌に属するものを除く。）並びに同条第七号に掲げる事務をつかさどる。

［3・4　同上］

第三款　刑事局

（犯罪収益移転防止対策室）

第三十条　［同上］

2　犯罪収益移転防止対策室においては、令第二十七条第七号に掲げる事務（国際連携対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［3・4　同上］

（犯罪組織情報官）

第三十一条　［同上］

（犯罪収益情報官）

第三十二条　刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課に、犯罪収益情報官一人を置く。

2　犯罪収益情報官は、命を受け、令第二十七条第七号に掲げる事務（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）第三条第二項の規定による情報の集約、整理及び分析並びにその結果の犯罪収益移転防止法第十三条第一項の規定による提供に関する事務に限る。）をつかさどる。

（国際連携対策官）

第三十三条　［同上］

2　国際連携対策官は、命を受け、令第二十七条第七号に掲げる事務（犯罪収益移転防止法第十四条の規定に関する事務に限る。）及び同条第八号に掲げる事務をつかさどる。

第三十四条～第三十六条　［略］

第四款　交通局

第三十七条～第四十一条　［略］

（東京オリンピック・パラリンピック交通対策室）

第四十二条　交通局交通規制課に、東京オリンピック・パラリンピック交通対策室を置く。

2　東京オリンピック・パラリンピック交通対策室においては、令第三十四条第一号から第三号までに掲げる事務のうち平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（第五十条第二項において「大会」と総称する。）に関する事務（交通管制技術室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　東京オリンピック・パラリンピック交通対策室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、東京オリンピック・パラリンピック交通対策室の事務を掌理する。

［条を加える。］

（国際連携対策官）

第三十二条　［同上］

2　国際連携対策官は、命を受け、令第二十七条第七号に掲げる事務（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十四条の規定に関する事務に限る。）及び同条第八号に掲げる事務をつかさどる。

第三十三条～第三十五条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

第四款　交通局

第三十六条～第四十条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

［条を加える。］